

○高知県警察用船舶運用要領の制定について(通達甲)

平成28年 3月15日

地域発第65号

改正 平成30年 8月31日地域発第281号

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

警察用船舶の運用に関し「高知県警察用船舶運用要領の制定について(例規)」(平成8年3月19日高地発第216号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該船舶の運用に関し別添のとおり「高知県警察用船舶運用要領」を定め、平成28年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察用船舶運用要領

第1 趣旨

この要領は、高知県警察船舶管理規程(昭和55年2月本部訓令第2号)第11条に基づき、県警察における警察用船舶(以下「船舶」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 運用方針

船舶の配置を受けた署長(以下「配置署長」という。)は、効率的な水上警察活動を展開するため、毎年県本部が策定する船舶広域運用計画に基づき効果的かつ重点的活動を行うものとする。

第3 運用の調整等

- 1 生活安全部長は、各部門と連携を密にし、各種警察業務の効率的な運用を図るため、船舶の運用について総合的な指導・調整を行うものとする。
- 2 県本部地域課長(以下「地域課長」という。)は、船舶の運用について企画、調整及び指導教養に当たるものとする。

第4 配置署長の任務及び報告

- 1 配置署長は、次に掲げる事項を任務とする。
 - (1) 船舶の計画的かつ効率的な運用を図るとともに、船舶に勤務する警察官及び職員(以下「船舶勤務員」という。)に対して指揮監督及び指導教養を行うこと。
 - (2) 船舶の運用に関し必要となる細目的事項を高知県地域警察運営規程(平成5年3月本部訓令第6号)第56条に規定する署細則において定めるこ

と。

(3) 船舶警らを効率的に行わせるため、海上における事件・事故等を勘案して警ら区域を指定すること。

(4) 船舶の運用に関し海上保安部、税関その他の関係機関と常に連携を保持すること。

2 配置署長は、次に定めるところにより船舶の運用に関する報告を行うものとする。

(1) 船舶を効率的に運用するため、毎月25日までに翌月分の別記第1号様式の船舶活動計画表を作成し、地域課長を経由して本部長に報告するとともに、関係署長に通報するものとする。

なお、船舶活動計画表に重要な変更があったときは、その都度、地域課長を経由して本部長に報告するとともに、関係署長に通報するものとする。

(2) 毎月、別記第2号様式の船舶活動状況表を作成し、翌月10日までに地域課長を経由して本部長に報告するものとする。

(3) 船舶の活動により犯罪を検挙した場合、水難救助等の事案を取り扱った場合及び船舶を損傷した場合は、速やかに地域課長を経由して本部長に報告するものとする。

(4) 船舶搭載のゴムボートによる活動の都度、別記第3号様式のゴムボート活動状況表を作成し、地域課長を経由して本部長に報告するものとする。

第5 勤務種別

船舶の勤務種別は、次に掲げるとおりとする。

1 通常基本勤務

(1) 船舶警ら

活動区域を巡航して、犯罪の予防及び検挙、船舶交通の指導取締り及び危険防止等に当たるものとする。この場合において、気象条件、海象状況、船舶の整備等により船舶を出動させることができないときは、船舶の配置を受けた署の管轄区域内において沿岸警ら等の活動を行うものとする。

(2) 訪船連絡

停泊中の船舶を訪船し、犯罪の予防及び検挙、船舶からの油の排出など必要と認められる事項の指導連絡、意見及び要望の聴取等を行うとともに、別記第4号様式の訪船連絡票の作成、実態の把握及び良好な関係の保持に努め、各種情報収集に当たるものとする。

(3) 待機

事件・事故が発生した場合に備え、直ちに出動できる体制を保持しつつ、船舶及び無線機器その他装備資器材の点検及び整備並びに書類の作成整理に当たるものとする。

2 特別勤務

- (1) 緊急配備のための活動
- (2) 事件・事故が発生した場合の現場等における活動
- (3) 水難救助、行方不明者の捜索等のための活動
- (4) 銃器・薬物等の密輸入事犯、密入国事犯等犯罪捜査のための活動
- (5) 水難救助訓練等のための活動
- (6) その他配置署長が必要であると認める通常基本勤務以外の活動

第6 事件・事故等の処理

配置署長は、船舶勤務員が活動水域において取り扱った事件・事故等について必要な初動措置を講じた後、原則として当該水域を管轄する署長(以下「管轄署長」という。)に引き継ぐものとする。ただし、管轄署長と協議し、処理方法を定めた場合は、この限りでない。

第7 出動要請

- 1 所属長(配置署長を除く。)は、船舶の出動を必要とする場合は、あらかじめ別記第5号様式の警察用船舶出動要請書を地域課長を経由して本部長に提出し、出動を要請するものとする。ただし、緊急に船舶を出動する必要がある場合は、次に掲げる事項を明らかにし、電話その他適宜の方法により要請することができるものとする。
 - (1) 出動を必要とする理由
 - (2) 出動を必要とする期間
 - (3) 出動先における任務
 - (4) 活動水域
 - (5) 乗船者の氏名及び人数
- 2 派遣された船舶勤務員に対する指揮は、出動を要請した所属長が行うものとする。

第8 基礎資料の整備

配置署長は、船舶を効率的に運用するため、次に掲げる事項を掌握するとともに、その資料化を図るものとする。

- 1 港湾施設の構造、配置状況等
- 2 過去の統計に基づく風速、風力等の気象条件
- 3 波高、波長、潮位、潮流の方向、速さ等の海象状況

- 4 岩礁の位置、水深等の地形及び地物の記載された海図及び航路図
- 5 その他船舶の運用に必要な事項

第9 船舶運用訓練

生活安全部長は、船舶勤務員に対し、銃器・薬物等の密輸入事犯及び密入国事犯の発見・検挙能力の向上並びに操船技能及び通信技能の習熟を図るため、毎年1回以上船舶の広域運用訓練を実施するものとする。

第10 船舶運用上の留意事項

船舶勤務員は、活動に当たっては次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 出動中における船舶には、法定乗務員のほか、次の者を乗務させること。
 - (1) 大型船舶は、警察官1人以上
 - (2) 小型船舶は、機関長及び警察官1人以上
- 2 船舶の航行中は、関係法規を遵守するほか、潮流、浮遊物等に対する見張員の配置その他安全航行上必要な注意をすること。
- 3 訪船連絡その他必要により他の船舶に接舷し、又は陸地に接岸した場合(所定の場所に繫留した場合を除く。)は、船舶に必要人員を残留させて警戒すること。
- 4 出動中は、警察用航空機、警ら用無線自動車等の活動単位と連携を図り、効率的な活動を推進すること。
- 5 出動中は、通信指令課及び署通信室と連携を密にし、随時現在地、活動状況、異常の有無等の報告を励行すること。
- 6 船舶に勤務する警察官は、活動状況を別記第6号様式の船舶活動日誌に記録すること。

(別記様式省略)